

## 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策促進法に基づき、すべての職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年3月1日～平成34年2月28日までの5年間

2. 内容

目標1：未就学児の子育て生活支援のための規程を整備し保育手当を支給する

<対策>

- 平成29年3月 未就学児の保育手当について整備する
- 平成29年3月 保育手当支給に係る未就学児の届出用紙を作成配布する
- 平成29年4月 保育手当の支給を開始する

目標2：男性の育児休業制度のポスターを作成、掲示、周知及び休業取得推進する

<対策>

- 平成29年3月 男性職員の育児休業制度についてパンフレットを作成・配布
- 平成29年3月 パンフレットを掲示し全職員へ周知及び取得推進する